

目 次

第 6 編 安全作業

第 1 章 関係法令に基づく作業基準	
1 作業主任者を選任すべき作業 -----	346
2 就業制限に係る業務 -----	347
3 監視人の配置を必要とする場合 -----	348
4 玉掛け作業 -----	348
第 2 章 保安設備 -----	350
第 3 章 酸素欠乏及び有毒ガスの知識 -----	374
第 4 章 工事現場における監督員の安全確認 -----	379

第6編 安全作業

第1章 関係法令に基づく作業基準

1 作業主任者を選任すべき作業

労働安全衛生法、同法施行令
労働安全衛生規則

区 分	作 業	作 業 主 任 者 名
1	高圧室内作業	高圧室内作業主任者
2	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者
3	放射線業務に係る作業	エックス線作業主任者
4	掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削作業	地山の掘削作業主任者
5	土止め支保工の切梁、腹起しの取付け又は取り外しの作業	土止め支保工 作業主任者
6	ずい道等の掘削の作業	ずい道等の掘削 作業主任者
7	ずい道等の覆工の作業	ずい道等の覆工 作業主任者
8	型わく支保工の組立て又は解体の作業	型わく支保工の組立 作業主任者
9	つり足場、張出し足場又は高さが5 m以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業	足場の組立て等 作業主任者
10	建築物の骨組み又は塔であって金属製の部材により構成されるもの（高さが5 m以上）の組立て、解体又は変更作業	建築物等の鉄骨の組立て 等作業主任者
11	酸素欠乏等危険場所における作業	酸素欠乏危険作業主任者
12	有機溶剤等の業務に係る作業	有機溶剤作業主任者
13	石綿等を取り扱う作業	石綿作業主任者

2 就業制限に係る業務

〔労働安全衛生法、同法施行令〕
〔労働安全衛生規則〕

区分	業 務 ・ 業 種	資 格
1	つり上げ荷重が5 tf以上のクレーンの運転業務	クレーン運転士
2	つり上げ荷重が5 tf以上の移動式クレーンの運転業務（道路上を走行させる業務は除く）	移動式クレーン運転士
3	つり上げ荷重が5 tf未満1 tf以上の移動式クレーンの運転の業務（道路上を走行させる業務は除く）	1.移動式クレーン運転士 2.小型移動式クレーン運転技能講習
4	つり上げ荷重1 tf未満の移動式クレーンの運転（道路上の走行を除く）の業務	移動式クレーンの業務に係る特別教育
5	つり上げ荷重が5 tf以上のデリックの運転業務	デリック運転士
6	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	ガス溶接技能講習修了者
7	最大荷重が1 tf以上のフォークリフトの運転業務	フォークリフト運転技能講習修了者
8	最大荷重が1 tf以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務	ショベルローダー等運転技能講習修了者
9	機体重量が3 tf以上の基礎工事用機械の運転業務	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者
10	機体重量が3 tf以上の基礎工事用機械の運転業務	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習修了者
11	つり上げ荷重が1 tf以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務	玉掛け技能講習修了者

注. クレーン装置付トラックは、移動式クレーンを適用

3 監視人の配置を必要とする場合

該 当 箇 所	規則条項
車両系建設機械の転倒、転落防止（誘導者）	安衛則157
車両系建設機械の接触防止（誘導者）	安衛則158
停電作業を行う場合	安衛則339
架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で工作物の建設等作業を行う場合	安衛則349
明り掘削における運搬機械等が労働者の作業箇所に後進して接近するとき又は転落のおそれのあるとき（誘導者）	安衛則365
3 m以上の高所から物体を投下するとき	安衛則536
酸素欠乏等危険場所における作業	酸 則 13

4 玉掛け作業

〔労働安全衛生法、同法施行令
労働安全衛生規則、クレーン等安全規則〕

① 玉掛け作業（荷はずし作業を含む）は次の資格等を有する者に行わせる。

機械のつり上げ荷重	資 格 等
1 トン以上	玉掛技能講習修了者
1 トン未満	玉掛技能講習修了者
	特別教育修了者（玉掛け）

② 不適格な玉掛用具の使用禁止

ワイヤーロープ

ワイヤーロープの1よりの間において素線（ファイラ線を除く）数の10%以上の素線が切断しているもの。（図1）

直径の減少が公称径の7%をこえるもの。

キンクしたもの。（図2）

著しい形くずれ（ストランドのへこみ、芯綱のはみだし、よりもどり等）または腐食があるもの。（図3）

端末止め部に異常があるもの（アイスプライスのあみ込み部、圧縮止め金具部等）。

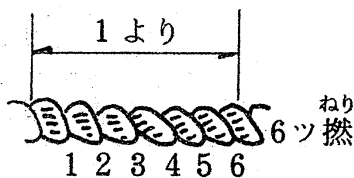


図 1



図 2

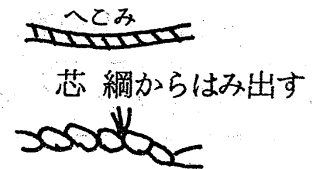


図 3

チェーン

製造されたときの長さの5%をこえる伸びが生じたもの。

リンクの断面の直径の減少が製造されたときの10%をこえるもの。き裂があるもの。著しく変形したもの。

繊維ロープ・繊維ベルト

ストランドが切断しているもの。

著しい損傷、形くずれまたは腐食があるもの。

フック、シャックル、リング等

著しく変形しているものまたはき裂のあるもの。

摩耗のはなはだしいもの。